



令和3年4月6日

各 位

上場会社名 東洋エンジニアリング株式会社
代表者 取締役社長 永松 治夫
(コード番号 6330、東証第一部)
問合せ先責任者 広報・IR部長 飯田 渉
(TEL 047-454-1113)

当社に対する訴訟申し立てに関するお知らせ

東洋エンジニアリング株式会社（以下「当社」といいます）は、**BANKRUPT ESTATE OF BANCO SANTOS S.A.**社（サントス銀行の破産財団、以下「BS社」といいます）より、ブラジル連邦共和国において下記のとおり訴訟による請求を申し立てられましたので、お知らせします。

記

1. 訴訟申立の場所等

- (1) 裁判地 : サンパウロ州第 31 民事裁判所、ブラジル連邦共和国
(2) 準拠法 : ブラジル法
(3) 申立日 : 令和 3 年 4 月 6 日（現地時間 4 月 5 日）

2. 訴訟を申し立てた者

- (1) 名称 : **BANKRUPT ESTATE OF BANCO SANTOS S.A.**
(2) 所在地 : Rua Tabapua, 474, 8^o andar, conjuntos 84 e 85
Itaim Bibi, Sao Paulo/SP, Brasil
(3) 代表者 : Dr. Paulo Guilherme de Mendonca Lopes

3. 請求の経緯および内容

当社のブラジル関連会社(TSPI/TSE/EBR)の共同出資者（持ち分比率 50:50）である SOG-Oleo e Gas S/A（以下「SOG 社」といいます）が属する企業グループの 1 社が BS 社に負う債務について、BS 社は当該企業グループに属する企業、当該企業グループのオーナー一族、更には当社およびブラジル関連会社まで含め、20 法人と 11 個人の計 31 被告を法人格否認により連帯して約 2 億 3 千万ブラジル・リアル（1 リアル=20 円換算で約 46 億円）の支払を求めています。

4. 今後の見通し

当社は、当社と SOG 社、あるいはそのグループ企業やオーナー一族の間には一切の資本関係や人的関係を有していないため、BS 社による当社の法人格否認は何ら根拠のないものであり、裁判において BS 社の請求が認められる可能性はありえないと考えております。

また、当社が 50%出資しております持ち分法適用会社である TSPI/TSE/EBR につきましても、SOG 社から 50%の出資はあるものの共同出資会社として完全な独立会社として事業を運営しており、法人格否認はあり得ないものと考えております。

以上のことから当該訴訟申立が当社の業績に与える影響等はないと考えておりますが、今後開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせ致します。

以 上